

酒類の製成及び移出の数量等申告書の記載要領

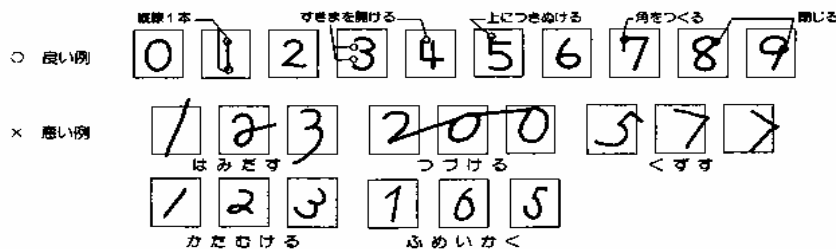
- 1 この申告書は、その年度（4月から翌年3月）の酒類の製成及び移出の数量（犯則に係るものを除く。）を製造場ごとに記載して4月末日までに「提出用」を所轄税務署長へ提出してください（コピー等ではなく、所定の用紙で提出してください。）。

なお、申告書は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中に丁寧に記載してください。

また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。

（注）それぞれの欄のマス目の数より桁数が多くなる場合、プリンタの設定によりマス目に印字できない場合等の際には、マス目を無視し、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。

【記載例】



- 2 この申告書に記載する数量の単位はリットル位とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。

- 3 「整理番号」欄は記載しないでください。

- 4 標題の「(□□/□□)」欄には、頁数及び総頁数を記載してください。

【記載例】総頁数が3頁で1頁目の場合……□□1 / □□3 又は □□01 / □□03

- 5 「区分」欄には、次のいずれかのコードを記載してください。

(1) 「原料用酒類以外の酒類」……「1」

(2) 「原料用酒類」……………「2」

（注）「原料用酒類」とは、原料用アルコール、スピリッツ（原料用酒類として製成されたものに限る。以下同じ。）、ウイスキー原酒、ブランデー原酒及び合成清酒用香味液をいうものとし、これらの原料用酒類を製造している製造場のみが、「原料用酒類」として記載してください。

- 6 「酒類の品目別及びアルコール分別等並びに酒類コード」欄には、別表「酒類コード一覧表」の区分により「酒類コード」を記載してください。

なお、「酒類コード」と「酒類の品目別及びアルコール分別等」の両方を記載しても構いません。この場合、「酒類の品目別及びアルコール分別等」の記載に当たっては、別表「酒類コード一覧表」の「酒類の品目等」欄を参考に記載してください。

7 数量の記載に当たっては、原則として実数量を記載してください。ただし、次の酒類については換算数量により記載してください。

- (1) 清酒及び合成清酒は、アルコール分 20 度に換算した数量を別に記載してください。なお、アルコール分 20 度に換算した数量については、「製成数量等」の各欄（②～⑥）及び「年度末現在手持数量⑰」欄のみの記載であっても構いません。
- (2) 連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎は、アルコール分が 35 度、25 度及び 20 度以外のものについては、それぞれのアルコール分に応じて、35 度、25 度又は 20 度のうち直近のアルコール分の度数に換算した数量により記載してください。
- (3) ウイスキー及びブランデーは、アルコール分 40 度に換算した数量により記載してください。
- (4) 粉末酒は、酒税法施行令第12 条の 3《粉末酒に係る数量の計算》の方法により計算した数量を記載してください。
- (5) 原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度に、ウイスキー原酒及びブランデー原酒はアルコール分 45 度に、合成清酒用香味液はアルコール分 20 度にそれぞれ換算して記載してください。

8 「区分」が「1 原料用酒類以外の酒類」の場合には、次により記載してください。

- (1) 「前年度からの持越数量①」欄

この申告書の前年度分の「年度末現在手持数量⑰」欄の数量を記載してください。

- (2) 「製成②」欄

法令解釈通達第47条第2項関係の1《「製成数量」の意義》の規定による製成数量を記載してください。ただし、発泡性を有する酒類で、製成数量の測定を行うことが困難な場合等においては、移出するための容器に充填した数量としても差し支えありません。

この場合において、次に掲げる酒類の製成数量も含まれるので留意してください。

イ 清酒を清酒の原料として使用して製造した清酒

ロ 酒税法第3条第7号ハに規定する清酒（かすこし清酒）

ハ 酒類の製成の時期が蒸留したときである酒類を更に蒸留した酒類（再留酒類）

ニ 酒税法第3条第11号ハ又はニに規定するみりん（アルコール等混和みりん又はかすこしみりん）

ホ 酒税法第3条第13号ニ、ホ若しくは第14号ハ又はニに規定する果実酒類（ブランデー等混和果実酒類等）

ヘ リキュールをリキュールの原料として使用して製造したリキュール

ト 酒税法第43条第1項本文、第5項、第6項、第7項若しくは第8項、酒税法施行令第50条第8項、第9項、第10項、第11項若しくは第12項又は酒税法施行規則第13条第4項、第5項若しくは第6項の規定により新たに酒類を製造したものとみなされる場合におけるそのみなされた酒類

チ 酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えた酒類

リ 原料用酒類以外の酒類として製成した酒類を原料として、他の品目の酒類を製成した場合におけるその製成後の酒類

ヌ 酒類コードが異なることとなった酒類

(注) イからリまでに掲げる酒類を製成した場合におけるその製成数量は、これらの酒類を製成するために使用した酒類の製成数量と重複することになります。

(3) 「アルコール等混和③」欄

酒税法第43条第1項第1号、第5号又は第6号の規定により酒類にアルコール等を混和した場合、その混和により増加した酒類の数量を記載してください。

(4) 「混和等、アルコール分等変更④」欄

イ 連続式蒸留焼酎の混和用として使用した単式蒸留焼酎の数量を混和後のアルコール分に応じて連続式蒸留焼酎の欄に、また、単式蒸留焼酎の混和用として使用した連続式蒸留焼酎の数量を混和後のアルコール分に応じて単式蒸留焼酎の欄に記載してください。

ロ 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎（以下「焼酎」という。）に割水して、又はアルコール分の異なる焼酎を混和して割水前又は混和前のアルコール分と異なるアルコール分の焼酎とした場合には、割水後又は混和後の焼酎の数量を割水後又は混和後のアルコール分に応じて、それぞれの該当欄に記載してください。

(5) 「用途変更等⑤」欄

次に掲げる酒類の数量を記載してください。

イ (2)のイからリまでの酒類を製成するために使用した酒類

ロ 混和等、アルコール分等の変更のために使用した焼酎

ハ 腐敗その他の事由により廃棄した酒類又は酒税法第50条第1項第6号《酒類の不可飲処置》の規定により不可飲処置を施した酒類

ニ 試験及び分析のために使用した酒類

ホ 酒類コードが異なることとなった酒類

(6) 「差引計⑥」欄

数量がマイナスになるものについては、「－」（マイナス）を付けて記載してください。

(7) 「未納税移入⑦」欄

酒税法第28条第7項《未納税移出》に規定する書類に記載した酒類の未納税移入数量を記載してください。

(8) 「戻入・移入⑧」欄

戻入れ又は移入した酒類の数量（「未納税移入⑦」欄に記載した数量を除く。）を記載してください。

(9) 「割水数量⑨」欄

貯蔵中及び移出の際における割水（蔵内及び売場の割水）数量を全て記載してください。この場合において、焼酎についての割水はこの欄に関係なく、(5)により処理することに留意してください。

(10) 「課税⑫」欄

酒税法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》の規定による申告書に課税移出した酒類として記載した数量を記載してください。

(11) 「未納税等⑬」欄

酒税法第30条の2の規定による申告書に記載した未納税移出、輸出免税の数量（酒税法第53条第2項《当該職員の権限》の規定により採取された酒類の数量及び酒税法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定に該当する酒類の数量を含み、当該数量を「うち収去酒類等の非課税分⑭」欄に内書きする。）を記載してください。

(12) 「年度末現在手持数量⑰」欄

年度末現在の蔵内手持数量と売場の手持数量との合計数量を記載してください。

9 「区分」が「2 原料用酒類」の場合には、8の(1)、(2)、(6)及び(8)によるほか、次により記載してください。

(1) 「混和等、アルコール分等変更④」欄

原料用アルコールA（連続式蒸留機で蒸留したもの。以下同じ。）の混和用として使用した原料用アルコールB（単式蒸留機で蒸留したもの。以下同じ。）の数量を原料用アルコールAの欄に、また、原料用アルコールBの混和用として使用した原料用アルコールAの数量を原料用アルコールBの欄に記載してください。

(2) 「用途変更等⑤」欄

次に掲げる酒類の数量を記載してください。

イ 再び蒸留に供した酒類及び廃棄した酒類

ロ 原料用アルコールの区分の変更のため使用した原料用アルコール

ハ 腐敗その他の事由により廃棄した酒類又は酒税法第50条第1項第6号《酒類の不可飲処置》の規定により不可飲処置を施した酒類

ニ 試験及び分析のために使用した酒類

ホ その他(4)に記載する用途等以外の用途に供した酒類

(3) 「未納税移入⑦」欄

酒税法第28条第7項に規定する書類に記載した原料用酒類の数量、酒税法第28条の3第1項《未納税引取》の規定により未納税引取の承認を受けて引き取った原料用酒類の数量及び事業法アルコールの引取数量の合計数量を記載してください。

(4) 「移出数量」欄

8の(10)及び(11)によるほか、その年度中にその製造場で原料用として使用した原料用酒類の数量について、「原料用として使用した原料用酒類の数量⑮」欄に記載してください。

別表

1 原料用酒類以外の酒類

酒類コード一覧表
(酒類の製成及び移出の数量等申告書用)

コード	酒類の品目等	コード	酒類の品目等
110	清酒	450	甘味果実酒
111	清酒(20度換算)	510	ウイスキー
150	合成清酒	550	ブランデー
151	合成清酒(20度換算)	581	発泡酒(1)(麦芽含有率50%以上)
211	連続式蒸留焼酎35度	582	発泡酒(2)(麦芽含有率50%未満25%以上)
212	連続式蒸留焼酎25度	583	発泡酒(3)(その他)
213	連続式蒸留焼酎20度	591	その他の醸造酒
251	単式蒸留焼酎35度	610	スピリッツ
252	単式蒸留焼酎25度	710	リキュール
253	単式蒸留焼酎20度	820	粉末酒
310	みりん	850	雑酒
350	ビール	852	雑酒(みりん類似)
410	果実酒		

2 原料用酒類

コード	酒類の種類等	コード	酒類の種類等
520	ウイスキー原酒	571	原料用アルコールA(連続式蒸留機によるもの)
560	ブランデー原酒		
620	グレーンスピリッツ	572	原料用アルコールB(単式蒸留機によるもの)
630	その他のスピリッツ	711	合成清酒用香味液